

第3回中小企業経営トップセミナー&第5回中小企業委員会

「知っておきたい法律知識～経営者としてはこれだけは分かっておこう」

横浜綜合法律事務所 弁護士・弁理士 高橋 理一郎 氏、弁護士 紺野 晃男 氏

3月16日(火)中小企業経営トップセミナーを開催。「知っておきたい法律知識～経営者としてはこれだけはわかっておこう」と題し、横浜綜合法律事務所弁護士・弁理士の高橋理一郎氏より法律の基礎、企業活動と法律問題など経営として最低限知っておきたい法律常識についてお話を戴いた。また弁護士の紺野晃男氏より労働問題について、説例を中心に解説を戴いた。

法律の基礎

契約とは人と人との間の約束である。守らなければ守らせるのが法であり約束として、その行為をやらせてもらうこと。約束は皆(第三者)がわかるようにはっきりさせること、文書化すること。

企業活動と法律問題

企業の重要情報(=知的財産)に公然情報と非公然情報があり、ここで生まれた情報(秘密)をいかに管理するか、従業員に秘密として

いかに理解させるかが重要である。知的財産は、対象を明確化し、契約をしっかりとすること。また秘密保持契約は必ず結ぶこと。(知的財産契約のイロハ)

労働問題

雇い止めの問題、契約書に契約期間が明記されていても、雇い止めが制限されることがある。①更新手続きが形式的に行われていない場合。②更新手続きは実質的に行われているが、契約更新について合理的期待が認められる場合。対処として、更新の手続きの基準を明確にしておくこと。